

《継続の場合》

許可申請書の提出 …… 以下の書類を2部ずつ用意し、正本と副本にまとめて2冊作成して まちづくり係窓口にご提出ください。

※郵送での申請は受けておりません。

- ① 屋外広告物許可申請書(第1号様式)
- ② 図面(付近案内図)
- ③ 広告物のカラー写真(申請日から3ヶ月以内に撮影されたもの)
- ④ 屋外広告物自己点検報告書
- ⑤ 屋外広告物管理者の資格証の写し(管理者を設置する場合)
- ⑥ 承諾書(第三者が所有する土地、建物に屋外広告物を表示等する場合)
- ⑦ 委任状(広告主が申請手続を第三者に委任する場合)

手数料の支払い …… 許可申請の審査が終了しましたら、屋外広告物申請許可手数料をお支払いいただきます。納付書を発行します。納付書は各地区総合支所まちづくり課の窓口または郵送でお渡ししますので、銀行等で手数料をお支払いください。

許可書のお渡し …… 手数料のお支払いが確認できましたら、許可書を発行します。許可書は各地区総合支所まちづくり課の窓口または郵送でお渡しします。

※郵送での納付書及び許可書受け取りの場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒をご持参ください。